5.7.2.3　ガス試料採取のための管の製造に用いる材料及び寸法は、支障を生じないようなものとする。プラスチック材を用いる場合には、電気的に良導体とする。

5.7.3　油タンカーの二重船体区域及び二重底区域における固定式炭化水素ガス検出装置

5.7.3.1　5.7.1及び5.7.2の規定に加え、二千十二年一月一日以後に建造される載貨重量二万トン以上の油タンカーには、全てのバラスト・タンク並びに貨物タンクに隣接する二重船体区域及び二重底区域の空所（船首タンク並びに隔壁甲板の下部の全てのタンク及び区域を含む。）における炭化水素ガス濃度を計測するために、火災安全設備コードの規定に適合する固定式炭化水素ガス検出装置を備える。

5.7.3.2　当該箇所に常時作動する不活性化装置を備えている油タンカーについては、固定式炭化水素ガス検出機器を備える必要はない。

5.7.3.3　5.7.3.1及び5.7.3.2の規定に関わらず、5.10に規定する貨物ポンプ室については、この5.7.3の規定に基づく要求を満たす必要はない。

○外務省告示第七十一号

昭和五十三年二月十七日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書」の定めるところにより適用される千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約の附属書Ⅵの付録は、同条約第十六条の規定に従い、次のように改正され、同改正は、同条の規定に従い、平成二十四年二月一日に効力を生じた。

（平成二十三年七月二十日付け国際海事機関事務局長書簡）

平成二十四年三月十九日　外務大臣　玄葉光一郎

附属書Ⅵ付録Ⅰ国際大気汚染防止証書（ＩＡＰＰ証書）の追補2.3を次のように改める。

2.3　硫黄酸化物（SOx）及び粒子状物質（第14規則）

2.3.1　船舶が、第14規則3に規定する排出規制海域外を航行する場合には、

2.3.1.1　燃料油供給簿により、硫黄の含有率が次の限界値を超えないことが証明される燃料油を使用する。

・4.50質量百分率（2012年1月1日以降は適用しない。）　□

・3.50質量百分率（2020年1月1日以降は適用しない。）　□

・0.50質量百分率　□

2.3.1.2　第4規則1の規定に基づいて認められ、かつ、2.6に掲げる同等物であって、次の硫黄含有率の限界値を有する燃料油を使用した場合との比較において硫黄酸化物排出削減の観点から少なくとも同程度に有効であるものを使用する。

・4.50質量百分率（2012年1月1日以降は適用しない。）　□

・3.50質量百分率（2020年1月1日以降は適用しない。）　□

・0.50質量百分率　□

2.3.2　船舶が、第14規則3に規定する排出規制海域内を航行する場合には、

2.3.2.1　燃料油供給簿により、硫黄の含有率が次の限界値を超えないことが証明される燃料油を使用する。

・1.00質量百分率（2015年1月1日以降は適用しない。）　□

・0.10質量百分率　□

2.3.2.2　第4規則1の規定に基づいて認められ、かつ、2.6に掲げる同等物であって、次の硫黄含有率の限界値を有する燃料油を使用した場合との比較において硫黄酸化物排出削減の観点から少なくとも同程度に有効であるものを使用する。

・1.00質量百分率（2015年1月1日以降は適用しない。）　□

・0.10質量百分率

○外務省告示第七十二号

平成二十四年三月五日に東京で、モロッコ王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がモロッコ王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　三億円

3　署名者

日　本　側　玄葉光一郎外務大臣

モロッコ側　サアド・ディン・エル・オトマニ外務・協力大臣

平成二十四年三月十九日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第七十三号

平成二十四年三月六日にコロンボで、ケラニア大学及びサバラガムワ大学日本語学習機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ケラニア大学及びサバラガムワ大学日本語学習機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　四千八百四十万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年六月三十日まで

4　署名者

日　本　側　粗信仁在スリランカ大使

スリランカ側　P・B・ジャヤスンドラ財務・計画省次官

平成二十四年三月十九日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第七十四号

平成二十四年三月六日にコロンボで、キリノッチ上水道復旧計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　キリノッチ上水道復旧計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　六億七千七百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年一月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　粗信仁在スリランカ大使

スリランカ側　P・B・ジャヤスンドラ財務・計画省次官

平成二十四年三月十九日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第七十五号

平成二十四年三月六日にコロンボで、スリランカ民主社会主義共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　三億円

3　署名者

日　本　側　粗信仁在スリランカ大使

スリランカ側　P・B・ジャヤスンドラ財務・計画省次官

平成二十四年三月十九日

外務大臣　玄葉光一郎

○財務省・農林水産省告示第四号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第二十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月十九日

財務大臣　安住　淳

農林水産大臣　鹿野　道彦